

Ⅲ 鼻の障害

1 障害の等級及び程度

鼻の障害について、省令別表第二に定める障害は次のとおりである。(第2次改正・一部、第10次改正・一部)

欠損及び機能障害 (系列区分 10)

第9級第5号 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの

2 障害等級決定の基準

- (1) 「鼻の欠損」とは、鼻軟骨部の全部又は大部分の欠損をいう。
- (2) 鼻の欠損が、鼻軟骨部の全部又は大部分の欠損に達しないものは、醜状障害として評価する。

(例) 鼻軟骨部の一部を欠損したものは、第12級第14号とする。(第9次改正・一部、第11次改正・一部)

- (3) 鼻を欠損したものについては、鼻の障害として評価した場合の等級と外貌の醜状障害として評価した場合の等級のうち、いずれか上位の等級によるものとする。

(例) 鼻軟骨部の全部又は大部分を欠損したものはその機能に著しい障害を残したか否かにかかわらず、外貌の著しい醜状障害として、第7級第12号とする。(第11次改正・一部)

- (4) 「機能に著しい障害を残すもの」とは、鼻呼吸困難又は嗅覚脱失をいう。

(参考)

嗅覚脱失と鼻軟骨全部欠損の場合は、「鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの」として第9級第5号に該当する。

(労災補償 障害認定必携 引用)

3 準用の取扱い

鼻に、「鼻の欠損」を伴わない機能障害を残す場合の取扱いについては、次による。ただし、鼻軟骨部の一部の欠損を伴った場合等で、醜状障害としても評価され得るときは、いずれか上位の等級 (同じ場合は醜状障害の等級) によるものとする。

- (1) 鼻呼吸困難又は嗅覚脱失については、準用等級第12級とする。
- (2) 嗅覚の減退については、準用等級第14級とする。
- (3) 嗅覚脱失及び嗅覚の減退については、T&Tオルファクトメータによる基準嗅力検査の認知域値の平均嗅力損失値により、次のように区分する。

5.6以上 嗅覚脱失

2.6以上5.5以下 嗅覚の減退

なお、嗅覚脱失については、アリナミン静脈注射 (「アリナミンF」を除く。) による静脈性嗅覚検査による検査所見のみによって確認しても差し支えないこと。

(第5次改正・追加)